

# ヨコハマ・グッズ「横濱001」女性向けラインPR・プロモーション委託 受託候補者選定に係る実施要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、文化観光局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という。）第9条の規定に基づき、「ヨコハマ・グッズ「横濱001」女性向けラインPR・プロモーション委託」の発注に際し、公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手続き等について必要な事項を定める。横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下、「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほかは、この実施要領の定めによる。

## (審議事項)

第2条 第9条に定められた審議事項は、次のとおりとする。

- (1) 公募型プロポーザル方式の実施に関する事項
  - ア プロポーザル手続き及び公募条件の決定
  - イ プロポーザルの評価方法及び評価基準の決定
  - ウ 提出要請書
  - エ その他必要と認めるもの
- (2) 選定に関する事項
  - ア プロポーザルの評価
  - イ 受託候補者の選定
  - ウ 結果の通知

## (提出要請書)

第3条 プロポーザルの提出要請書にあたっては、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 事業概要
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

## (提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務の具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

## (評価の方法)

第5条 評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
- (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
- (3) 提案内容の妥当性・独自性・実現性等
- (4) 人員体制
- (5) その他当該業務に対する意欲等

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。

- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を選定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知するものとする。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 文化観光局入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）において、プロポーザルの評価を行うための組織として、評価委員会をおく。

- 2 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。
  - (1) 提案書の評価
  - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
  - (3) 評価結果の委員会への報告
  - (4) ヒアリング
- 3 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。

委員長	文化観光局	総務部長
副委員長	文化観光局	観光M I C E 振興部長
委員	文化観光局	企画課横浜プロモーション担当課長
	文化観光局	企画課横浜プロモーション担当係長
	文化観光局	M I C E 振興課担当係長
	文化観光局	観光振興課担当係長
- 4 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 5 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 6 委員長は、評価結果を文化観光局第1入札参加資格審査・業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第7条 第5条により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、本市が通知を発送した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、土日祝日を除く5日以内に説明を求めたものに対し書面により回答する。

附則

この要領は、平成27年7月16日から施行する。